

エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)

エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	事項名	規制・制度改革の内容	実施時期						
1	売電用太陽光発電施設の工場立地法の取扱いの見直し	売電用の太陽光発電施設を工場立地法の適用対象外とすること及び環境施設として位置付けることについて、事業者の要望及び周辺住民に与える影響を考慮しつつ検討し、審議会における検討結果を踏まえ、見直しを行う。	平成24年7月までに検討・結論、結論を得次第措置	経済産業省	工場立地法施行令(昭和49年政令第29号)の一部を改正し、太陽光発電施設について、工場立地法上の届出対象施設から除外した。(平成24年6月1日施行) また、工場立地法施行規則(昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号)の一部を改正し、売電用の太陽光発電施設について、工場立地法上の環境施設に位置付けた。(平成24年6月15日施行)		○		
2	市街化調整区域における太陽光発電設備の付属施設取扱いの明確化	太陽光発電設備(建築基準法上の建築物でないもの)の付属施設について、その用途、規模、配置や発電施設との不可分性等から主として当該付属施設の建築を目的とした開発行為に当たらないと開発許可権者が判断した際には、許可が不要であることを周知する。	平成24年度措置	国土交通省	「太陽光発電設備の付属施設に係る開発許可制度上の取扱いについて(技術的助言)」(平成24年6月8日付け国都開第2号)を各開発許可権者あてに発出し、規制・制度改革の内容を周知した。なお、当該通知は、国土交通省のホームページにも掲載している。		○		
3	建築物の屋上に設置する太陽光発電設備の取扱いの明確化	建築物の屋上に設置する太陽光発電設備について、メンテナンス時以外、人が架台下に立ち入らないものであって、かつ、架台下の空間を屋内的用途に供しないものについては、その設置行為は増築には該当せず、原則として、建築確認は不要であることを周知する。	平成24年度早期措置	国土交通省	平成24年7月4日に「既存建築物の屋上に太陽電池発電設備を設置する際の建築基準法の取扱いについて」(平成24年7月4日建築指導課長通知。国住指第1152号)を発出し、建築物の屋上に設置する太陽電池発電設備に係る建築基準法の取扱いを明確化し、特定行政庁及び指定確認検査機関に対して周知したところ。		○		
4	電気主任技術者の不選任承認範囲の拡大	太陽電池発電設備に係る電気主任技術者の不選任承認範囲について、2,000kW未満への引上げ可能性について検討し、技術動向や安全性の状況を踏まえて見直しを行う。	平成24年度検討・結論、結論を得次第必要に応じ措置	経済産業省	他の発電方式との比較の観点も交えながら、太陽電池設備に対する技術動向や事故事例、現状の保安体制等を踏まえた安全性の調査を行い、当該設備のリスク及び本改正の影響を踏まえた安全性等を検証するため、一定規模のデータ収集や技術的検討を開始したところ。 引き続き検討を進め、年度内に結論を得る。引き上げる方向で結論が得られた場合、電気事業法施行規則の改正を行う。		△	○太陽光発電施設のランニングコスト負担の削減につながるよう、安全性の検証を前提としつつ更なるスピード感を持って結論を得る必要がある。	
5	太陽熱等に関する環境価値取引促進のための熱量推計方法の確立	サンプリング調査を基にした熱量の推計は計量法上の諸規制の適用対象外であるところ、グリーン熱証書の普及を図るべく、技術的な実証を重ねることにより、再生可能エネルギー熱に係る熱量推計方法を確立する。	平成25年度結論	経済産業省	再生可能エネルギー熱に係る熱量推計手法の信頼性を高めるため、全国111箇所に再生可能エネルギー熱利用設備及び計測機器を設置するとともに、計測データの収集、分析を行っているところ。平成25年度中に計測手法の確立を目指す。 将来的には環境価値を取引出来るよう、必要な信頼性を確保するため、引き続き実証データの収集、分析を行い、熱量推計手法の信頼性向上を図る。		△	○グリーン熱証書の普及のため、熱量推計手法の確立においては、みなしなど簡易な計量手法の導入に向けて実証を進めるべきである。 ○みなし計量のみならず、計量法上の特定計量器によらない簡易な計測手法に基づく環境価値取引についても検討の範囲に含めつつ、実証事業を進めるべきである。	
6	風力発電に係る環境影響評価の迅速化①(審査手続の簡素化・迅速化)	風力発電に係る環境影響評価について、事業者に煩雑かつ過重な手続を要求しないよう、評価項目の絞り込みや経済産業省が行う各審査段階の審査事務に係る標準処理期間をそれぞれ1か月以内に短縮するなど、手続の簡素化・迅速化を行う。	平成24年度措置	経済産業省	「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(平成十年通商産業省令第五十四号)の改正について、パブリックコメントを行った。その中では、環境影響評価の評価項目を選定するにあたって事業者が参考にすべき項目(参考項目)に関し、例えば施設の稼働による振動など、他の発電所においては参考項目としている項目について風力発電所では参考項目とはしていない。7月中旬に公布、10月1日施行予定。 なお、経済産業省が行う各審査段階の審査事務に係る処理期間をそれぞれ1か月以内に短縮する点については、本年10月に風力発電所に係る環境影響評価が開始次第、個別の審査において実施していく。		△		

エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	事項名	規制・制度改革の内容	実施時期						
7	風力発電に係る環境影響評価の手続迅速化②(書類の受理に係る手続適正化)	風力発電に係る環境影響評価の手続について、書類の受領に際しては、評価項目の不足等の形式面に限定した確認にとどめ、書類の提出前の事前確認は事業者の求めに応じて行うものであり、国から求めることはない旨を周知徹底する。	平成24年度措置	経済産業省	原子力安全・保安院ホームページに、事前の相談等は方法書等の届出の要件ではないこと、届出は当該文書の法定的様式要件が整っていれば受理することを明記した。 また、公開の場で行っている原子力安全・保安院長の私的諮問機関である「環境審査顧問会」において、本措置を実施する旨を報告し、関係する資料は傍聴者にも配付した。なお、環境審査顧問会全体会の資料は、傍聴できなかった方でも提供している。 風力発電所が環境影響評価法の対象となる平成24年10月1日を前に、風力発電事業者から照会等があった場合にも、積極的にこの措置の内容を説明し、伝えることとする。		○		
8	風力発電に係る環境影響評価の手続迅速化③(低周波音に関する取扱い)	風力発電に係る環境影響評価においては、低周波音について環境基準がなくても、これまでの審査実績等から遅滞なく適切に審査をすることが可能であることを周知徹底する。	平成24年度措置	経済産業省	原子力安全・保安院のホームページに「風力発電に係る環境影響評価における低周波音の取扱いについて」を掲載し、風力発電に係る環境影響評価においては、低周波音について環境基準がなくても、遅滞なく適切に審査をすることが可能である旨周知した。 また、公開の場で行っている原子力安全・保安院長の私的諮問機関である「環境審査顧問会」において、上記HP掲載の紹介を行い、関係する資料は傍聴者にも配付した。なお、環境審査顧問会全体会の資料は、傍聴できなかった方でも提供している。 風力発電所が環境影響評価法の対象となる平成24年10月1日を前に、風力発電事業者から照会等があった場合にも、積極的にこの措置の内容を説明し、伝えることとする。		○		
9	自然公園における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドラインの見直し	風力発電施設の審査に関する技術的ガイドラインについて、環境影響評価法との関係を整理するとともに、個別事例の検証を行いながら実態把握を進め、必要な見直しを行う。	平成24年度措置	環境省	風力発電施設の審査に関する技術的ガイドラインについては、平成22年6月、「規制・制度改革に係る対処方針」の閣議決定を受け策定し、平成23年3月に公表したところであるが、環境影響評価法との関係を整理するとともに、個別事例の検証を行いながら実態把握を進めるために、風力発電事業者からの意見聴取等を実施中。		△		
10	風力発電の導入促進に係る審査の一本化	風力発電設備(洋上風力発電設備を含む)に関する審査について、建築基準法上の審査基準と電気事業法上の電気工作物に求められる技術基準の内容を整理した上で、太陽電池発電設備と同様に電気事業法上の審査に一本化することについて検討し、結論を得る。 なお、審査の一本化の検討に際しては、「規制・制度改革に係る対処方針」(平成22年6月18日閣議決定)1.③再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(風力発電の導入促進に係る建築基準法の基準の見直し)に基づき、建築基準法における評価基準の妥当性に関する検討結果を踏まえた整理を行う。	平成24年度検討・結論、結論を得次第措置	経済産業省 国土交通省	(経済産業省、国土交通省) 風力発電設備について、太陽電池発電設備と同様に電気事業法上の審査に一本化することについては、両省で協議を進めているところ。 経済産業省においては、建築基準法における審査の方法や実態等について調査中であり、引き続き検討を進める。 なお、国土交通省においては、風力発電設備に関する構造基準の合理化について、一般社団法人日本風力発電協会と協議を進めているところ。一部は、本年度上半期で結論を得る予定。		△	○審査の一本化に係る検討を進めるためにも、まずは、風力発電設備に関する構造基準の合理化について速やかに結論を得た上で措置すべきである。	
11	風力発電施設に係る航空障害灯等の設置免除の基準の緩和	風力発電施設に係る航空障害灯及び昼間障害標識の設置免除の基準について、航空機の航行の安全の確保に留意しつつ、海外の基準の状況を精査し、設置間隔の拡大について検討し、結論を得る。	平成24年度検討、平成25年度早期結論	国土交通省	現在、国内における風力発電施設の設置状況及び当該施設に対する航空障害灯の設置状況を確認しているところ。 今後は、海外における風力発電施設に対する航空障害灯の設置基準及び設置状況等の実態調査等を踏まえ、航空障害灯の設置間隔の拡大について検討を進める。		△	○国内における現在の航空障害灯の設置状況は東京/大阪航空局への届出の確認を軸に早急に把握されたい。 ○海外における風力発電施設に対する航空障害灯の設置基準及び設置状況等の実態調査については、国土交通省が行ったヒアリングにおいて、事業者から示された情報も参考に早急に着手されたい。	

エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	事項名	規制・制度改革の内容	実施時期						
12	自然公園内における地熱発電施設の設置に関する規制の見直し①(通知の見直し)	国立・国定公園内における地熱発電施設を6箇所に限定するという通知を廃止するとともに、国立・国定公園の区分や地熱発電の開発段階に応じた許可方針について、風致景観や自然環境の保全と再生可能エネルギーの利用の高いレベルでの調和を図る観点から、国立・国定公園内での地熱発電について、以下の事項を可能とするための通知を環境省から発出する。 ・地熱資源の状況を把握するために広域で実施することが必要な調査であって、地表に影響がなく原状復旧が可能なもの等一定の要件を満たすものについては、特別保護地区及び第1種特別地域を含め、国立・国定公園全域において許可可能であること。 ・普通地域については、風景の保護上の支障がないもの等について、地熱開発を認めること。 ・普通地域、第2種及び第3種特別地域において、小規模の地熱発電やバイナリー発電等で一定の要件を満たすものについては認めることとし、その促進のため地域への情報提供を行うなど積極的な取組を進めること。 ・普通地域又は公園外から第2種・第3種特別地域内の地下への傾斜掘削による地熱利用については、特別地域の地表への影響がないこと等一定の要件を満たすものは許可可能であること。 ・第2種・第3種特別地域における垂直掘削及び発電施設の設置は、景観保全等に特別な配慮を要する地域であることを踏まえ、自然環境の保全と地熱開発の調和が十分に図られる優良事例の形成を検証しつつ、実施すること。その際、地域での合意形成や環境への影響を軽減する技術の投入など特段の取組が行われる事例を具体的案件として選択すること。	平成23年度措置	環境省	平成24年3月27日、「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」(平成24年3月27日付け環自国発第120327001号環境省自然環境局長通知)を发出。		○		
13	自然公園内における地熱発電施設の設置に関する規制の見直し②(優良事例の形成の検証)	我が国の将来の地熱開発が適切に進められるよう、優良事例の形成を図る中で得られる知見等に基づき、国立・国定公園内において風致景観や自然環境の保全と再生可能エネルギーの利用の高いレベルでの調和が図られる地熱開発についての検証を行う。	平成24年度以降順次措置	環境省	平成24年3月27日に環境省より通知した「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」(平成24年3月27日付け環自国発第120327001号環境省自然環境局長通知)について、環境副大臣が統括する「自然と調和した地熱開発に関する検討会議」を設け、風致景観や自然環境の保全と地熱開発を高いレベルで調和させる具体的な戦略の検討・フォローアップを行うことを目的として、地熱開発事業者等に対して説明会・意見交換会等を開催しているところ。		△	○「自然と調和した地熱開発に関する検討会議」において、現在行われている事業者ヒアリング及び地熱開発に係る課題検討を継続して実施していくことが必要である。 ○今後の環境省の地熱開発に関する施策を検討するに当たり、関係省庁を交えた協議を引き続き行っていくことが必要である。	
14	ボイラー・タービン主任技術者への外部委託の導入	小型の設備に関して、ボイラー・タービン主任技術者への外部委託の導入を可能とする方向で検討し、結論を得る。	平成24年度検討・結論	経済産業省	平成24年3月30日付けで「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」を改正し、自家用電気工作物である火力発電設備については、ボイラー・タービン主任技術者を自社の従業員以外の派遣労働者等から選任することを可能とし、小型の火力設備に関しては資格を持たない者からの選任を可能とする許可選任の対象範囲を拡大する措置を講じた。 さらに、平成24年4月17日付けで電気事業法施行規則及び平成二十三年経済産業省告示第三十八号を改正し、一定の条件を満たす小型のバイナリー発電設備に係るボイラー・タービン主任技術者の選任を不要とした。		○		
15	地熱発電所の熱水の多目的利用	水質汚濁防止法の趣旨を踏まえ、熱水の多目的利用についての基本的な考え方を整理し、周知する。	平成24年度措置	環境省	地熱発電を予定している事業者等からの情報収集を行っているところ。		△	○地熱発電を予定している事業者だけでなく既存の地熱発電事業者との情報交換も積極的に行い、熱水の多目的利用を促進する方向で検討を進めるべきである。	

エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	事項名	規制・制度改革の内容	実施時期						
16	小型蒸気・バイナリー発電機の使用前審査に係る取扱いの周知	圧力容器の構造強度等を定めた技術基準は性能規格化されており、その適合性については設置者の自主保安の範囲において確認されるべきことを周知徹底する。 その際、小型蒸気・バイナリー発電機に用いる圧力容器について、設置者として技術基準への適合を確認した範囲に限り、国内外の標準規格で製造された規格品について、現状でも使用前自主検査の合理化は可能である旨を併せて周知徹底する。	平成24年度措置	経済産業省	小型の蒸気・バイナリー発電をはじめとする火力発電設備に関する技術基準及び使用前自主検査の考え方について、閣議決定に沿うように整理して周知すべく検討中。 求められている内容を含めた考え方をまとめ、ホームページへの掲載等の周知を行う。		△	○世界で広く使われているASME規格の海外製品を使用する際にも、電気事業法の技術基準を満たすか否かが不明確等の理由により、設置者が設計変更を要するか直ちに判断できず、小型蒸気・バイナリー発電の円滑な設置の妨げとなっている。 ○一般社団法人日本機械学会作成の「発電用火力設備規格(2005年追補版)」及び「同(2008年版)」の技術基準への採用について早期審査を期待する。	
17	小型蒸気・バイナリー発電機の溶接事業者検査に関する見直し	発電設備等の電気工作物のうち、発電に用いる他の機械又は器具を冷却する目的で用いられる冷却器については、安全上のリスクが低い可能性があることから、溶接事業者検査の対象外とする方向で検討し、結論を得る。	平成24年度措置	経済産業省	省令で定める火力発電所(地熱発電所を含む)に係る溶接事業者検査の対象となる電気工作物については、「冷却器」は含まれない旨をホームページに掲載するとともに、関係団体等へ周知を行った。		○		
18	小水力発電に係る河川法の許可手続の簡素化	一定の流量や発電規模等の要件に該当する小規模な水力発電については、関係機関と調整し、水利使用区分を例えば「準特定水利使用」として大規模な水力発電とは異なる取扱いとする方向で検討し、結論を得る。 また、水利権取得申請について、以下のような手続の簡素化・円滑化に向けた対応を行う。 ①発電水利使用許可に係る添付書類及び添付図書について、審査の実態を調査の上、審査に最低限必要なものに簡素化する方向で検討し、整理を行う。 ②使用水量の算出の根拠について、取水地点で10年間の実測資料がない場合は、取水地点と近傍観測所等のデータとの相関関係等から算出されたデータを根拠とすることが可能であり、またやむを得ず近傍観測所等が保有しているデータが10年間分に満たない場合には、その保有するデータを算出根拠とすることが可能である旨、周知徹底を行う。 あわせて、河川管理者が所有する河川の流量データ等については、申請者のニーズに応じ提供する。 ③小水力発電が、河川環境に与える影響度を合理的な根拠に基づいて判断できるよう、海外事例等各種データの収集や調査・研究を進め、維持流量の設定手法の簡素化について検討し、中間整理を行う。 ④動植物に係る調査を文献調査や聞き取り調査で代表魚種を選定することが可能である旨、周知徹底する。 ⑤休止していた小水力発電を再利用する際、河川の流況、環境等を踏まえた上で、新たな魚類等の環境調査は省略できる旨、周知徹底する。	平成24年度検討・結論、結論を得次第措置	国土交通省	水利使用区分については、経済産業省と協議を行いながら、具体的な区分の方法について、検討を行っているところ。  手続の簡素化・円滑化に向けた対応については以下のとおり。 ・①発電水利使用許可に係る添付書類及び添付図書について、現在必要とされている項目を整理のうえ、平成24年7月中に審査の実態を調査する予定。  ・③小水力発電の設置が河川環境に与える影響については、平成23年より調査研究に着手しているところであり、今後更にデータの収集や調査・研究を進める。  ・②、④、⑤の事項については、平成24年5月28日付けで事務連絡を发出し、周知済み。		△	○小水力発電事業者のニーズを踏まえた見直しとなるよう検討段階から十分にコミュニケーションをとりながら進める必要がある。 ○②、④、⑤の事項に係る平成24年5月28日付事務連絡をホームページにて公表することを検討されたい。	
19	取水管理の柔軟化による効率的な運用	許可取水量の管理方法に関しては、出力抑制運転の改善のため、小水力発電の実態を踏まえ、発電事業者と共同で、より効率的な取水ルールの方策を行う。 あわせて、従属発電の取水水量報告は、発電出力からの換算による方法、あるいは従属元の取水水量と発電使用水量が同量であれば、従属元の取水水量をもって報告する方法など、実測以外の簡便な方法によることが可能である旨、周知徹底する。	平成24年度検討・結論、結論を得次第措置	国土交通省	出力抑制運転の改善のための取水ルールについては、原案を平成24年4月に作成し、現在、小水力発電における適用について、小水力発電事業者と共同で検討を行っているところ。  従属発電の取水水量報告については、平成24年5月28日付けで事務連絡を发出し、周知済み。		△		

エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	事項名	規制・制度改革の内容	実施時期						
20	小水力発電に係る従属発電に関する登録制の導入	農業用水の水路など既許可水利権の範囲内での従属発電については、河川の流量への新たな影響が少ないことから、従属発電における適正な水利使用を担保する措置、費用負担、従属元である農業用水等の利水者と発電事業者との関係等について整理を行い、手続の簡素化・合理化を図るため、登録制を導入する。	平成24年度検討、可能な限り速やかに措置	国土交通省	従属発電における適正な水利使用を担保する措置、費用負担、従属元である農業用水等の利水者と発電事業者との関係等について、整理、検討を進めているところ。		△	○登録制の導入により事業者の負担を軽減すべく、事前審査のような運用が残らないよう配慮する必要がある。 ○農林水産省など、関係省庁と協議を行いつつ、制度設計を進められたい。	
21	小水力発電設備の保安規制の見直し	小水力発電設備に係る保安規制について、一般電気工作物及び事業用電気工作物に関する基準の緩和に向けて、安全性の検証及び事業者からのデータ等の収集等を行い、結論を得る。	平成24年度検討、結論を得次第措置	経済産業省	提案者に対し、現行の規制概要を説明した。その上で、水力発電の開発に当たって支障となっている規制の実態を聴取するとともに、規制を見直すに当たっては、現行の保安レベルを維持することが大前提であるため、規制を見直しても保安レベルが維持できることが確認できるデータの提供を依頼した。その結果、提案者が、保安レベルを維持できるデータの提供を約した。 今後提案者から提供されるデータを基に、検討を行う。		△		
22	ダム水路主任技術者の資格要件の見直し	ダム水路主任技術者免状の交付を受けていない者を主任技術者として選任することができる制度(許可選任)の対象範囲について、事業者の意見を踏まえ、安全性の確証が得られ次第、発電出力区分の上限値について見直しを行う。	平成24年度検討開始、結論を得次第措置	経済産業省	提案者に対し、水力発電の開発に当たって支障となっている主任技術者選任制度の実態を聴取するとともに、規制を見直すに当たっては、現行の保安レベルを維持することが大前提であるため、規制を見直しても保安レベルが維持できることが確認できるデータの提供を依頼した。その結果、提案者が、保安レベルを維持できるデータの提供を約した。 今後提案者から提供されるデータを基に、検討を行う。		△	○新規の小水力発電の立地が促進されるよう更なるスピード感を持って結論を得る必要がある。	
23	バイオマス発電燃料の普及促進のための判断事例の整理・周知	①バイオマス発電の普及促進の観点から、地方自治体がバイオマス発電燃料につき有価物性を認めた事例を全国の自治体から幅広く収集・整理し、各自治体の判断に資する事例集を作成し、周知する。特に、バイオマス発電燃料については、有価物性の判断が難しいものや流通実績が少ないものもあり得ることに留意し、事例の収集・整理を行う。	平成24年度措置	環境省	地方自治体がバイオマス発電燃料につき有価物性を認めた判断事例を全国の自治体から幅広く収集するためのアンケート調査を進めるべく、その準備に着手したところ。		△	○平成24年度措置に向けて早期に着実な進捗を望む。	
		②バイオマス発電の普及促進の観点から、本事例集をより充実した内容にすべく、必要に応じて継続的な見直しを行い、都度周知する。	平成24年度以降、順次実施						
24	バイオマス発電燃料に関して廃棄物か否かを判断する際の輸送費の取扱い等の明確化	バイオマス発電に利用されるバイオマス資源について、引渡し側が輸送費を負担し、当該輸送費が売却代金を上回る場合等当該産業廃棄物の引渡しに係る事業者において引渡し側に経済的損失が生じている場合に、燃料として利用するために有償で譲り受けるバイオマス発電事業者が占有者となった時点以降については、廃棄物に該当しないことを明確化すべく検討し、結論を得る。	平成24年度検討・結論	環境省	廃棄物か否かを判断する際の輸送費の取扱を明確化するための地方自治体へのアンケート調査を進めるべく、準備に着手したところ。		△	○バイオマス発電設備の立地、利用が促進されるよう更なるスピード感を持って結論を得る必要がある。 ○平成17年3月25日付け環境産発第050325002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知の改正を行うのみと見做されること、地方自治体へのアンケート調査によりいかなる付加情報を得ようとしているのか不明である。	

エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	事項名	規制・制度改革の内容	実施時期						
25	サーマルリサイクル条件の見直し	バイオマス発電の普及促進の観点から、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等の熱回収(サーマルリサイクル)条件の在り方について、循環型社会形成推進基本法に定める循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則も踏まえ検討を行い結論を得る。	平成24年度検討開始、平成25年度中を目途に結論	農林水産省 環境省	(農林水産省、環境省) 平成19年12月に施行された改正食品リサイクル法附則第7条において、「政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されている。 このため、平成24年12月に改正法施行から5年経過することから、本件については、平成24年度中に検討を開始することとしている。		△	○「日本再生戦略」(平成24年7月31日閣議決定)に示された「革新的エネルギー・環境社会の実現プロジェクト」を踏まえ、再生可能エネルギー利用の促進を図る観点からも、早期に検討を開始すべきである。	
26	バイオマス混焼発電についての買取方法の検討	バイオマス混焼発電について、制度の安定性・公正性を確保しつつ、事業採算性の向上を図ることができるような買取手法について検討し結論を得る。	平成24年7月までに検討・結論	経済産業省	「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(以下「再生可能エネルギー特別措置法」という。)に基づく設備認定の手続きを規定する省令を平成24年6月18日付で公布。 この省令において再生可能エネルギー特別措置法に基づくバイオマス発電の認定を受けようとする場合の認定要件を明確化し、認定を受けた設備が調達区分の異なる複数の種類のバイオマスを発電に用いる場合や、バイオマスとバイオマス以外を混焼する場合については、それぞれのバイオマスの比率を適正計測できる場合には、それぞれのバイオマスの区分ごとの調達価格にて買取を行うことができる旨を規定。 認定申請の方法等について、記載要領やQ&Aをホームページに掲載するなどし、事業者の疑問に対して速やかに対応できるようにしている。		○		
27	再生可能エネルギーが導入可能な耕作放棄地の区域情報の公開	耕作放棄地等への再生可能エネルギーの導入可能性について調査を実施し、農山漁村における再生可能エネルギーの発電適地マップを公表する。	平成24年度措置	農林水産省	農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の具体的な導入可能性を調査する取組への支援を実施するため、「農山漁村再生可能エネルギー導入可能性調査支援事業」の公募を終了し、助成金交付候補者の選定を行ったところ。		△		
28	農地における再生可能エネルギーの設置規制の見直し	優良農地の確保に支障を生じないことを前提とし、耕作放棄地を使用するなど地域の農業振興に資する場合には、再生可能エネルギー設備の設置に関し、農地制度における取扱いを明確化する。	平成24年度措置	農林水産省	優良農地の確保に支障を生じないことを前提とし、耕作放棄地を使用するなど地域の農業振興に資する場合には、再生可能エネルギー設備の設置に関し、農地制度における取扱いを明確化すべく、検討を行っているところ。		△	○閣議決定に沿って、着実に検討を進められたい。	
29	保安林における許可要件・基準の見直し①(保安林の解除の要件)	保安林を再生可能エネルギー設備に供する場合の指定解除について、再生可能エネルギー事業者等からの実情把握や都道府県の審査の実態把握等を行い、合理的な運用内容を検討の上、留意事項として整理し、都道府県等に広く周知する。 具体的には、「他に適地がない」等の用地事情の確認範囲を、「日本全国」、「地方区分」といった必要以上に広範囲で求めるのではなく、保安林の配備状況(市町村内、都道府県内複数市町村、複数県等)を踏まえつつ、事業目的に応じて、合理的な理由により明確化するよう検討し、結論を得る。 加えて、保健保安林や飛砂防備保安林内における施設整備などにおいて、保安林機能の維持に支障を及ぼさないと判断される場合には、当該機能に係る代替施設を設置する必要がないことを明確化する。	平成24年上期措置	農林水産省	再生可能エネルギー設備に供する場合の保安林の指定解除について、再生可能エネルギー事業者関係団体及び都道府県へのアンケート及びヒアリングを行い、実情把握や審査の実態の把握を行った。 上記を踏まえ、閣議決定の内容である用地事情の確認範囲や代替施設の設置の必要性等について明確化した「保安林解除及び作業許可要件に係る留意事項について」(平成24年6月29日付け林野庁治山課課長補佐事務連絡)を各都道府県及び各森林管理局宛に発出するとともに、同留意事項について再生可能エネルギー事業者関係団体に配布し、周知を図った。		○	○平成24年6月29日付け林野庁治山課課長補佐事務連絡「保安林解除及び作業許可要件に係る留意事項について」に沿った運用が地方自治体の現場で行われているか引き続きフォローされたい。	
30	保安林における許可要件・基準の見直し②(保安林の作業許可)	保安林を再生可能エネルギー設備に供する場合の作業許可の要件について、再生可能エネルギー事業者等からの実情把握や都道府県の審査の実態把握等を行い、合理的な運用内容を検討の上、留意事項として整理し、都道府県等に広く周知する。 その際、保安林機能の維持に支障を及ぼさないと判断される場合は、現行の通知上の保安林内の作業許可の基準に照らして、工事のために必要となる道路部分について拡幅する等の柔軟な対応が可能であることを明確化する。	平成24年上期措置	農林水産省	再生可能エネルギー設備に供する場合の保安林の作業許可の要件について、再生可能エネルギー事業者関係団体及び都道府県へのアンケート及びヒアリングを行い、実情把握や審査の実態の把握を行った。 上記を踏まえ、閣議決定の内容である道路部分についての拡幅等について合理的な理由が認められる場合には柔軟な対応が可能である旨を明確化した「保安林解除及び作業許可要件に係る留意事項について」(平成24年6月29日付け林野庁治山課課長補佐事務連絡)を各都道府県及び各森林管理局宛に発出するとともに、同留意事項について再生可能エネルギー事業者関係団体に配布し、周知を図った。		○	○平成24年6月29日付け林野庁治山課課長補佐事務連絡「保安林解除及び作業許可要件に係る留意事項について」に沿った運用が地方自治体の現場で行われているか引き続きフォローされたい。	

エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	事項名	規制・制度改革の内容	実施時期						
31	国有林野の貸付対象に関する見直し	①農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律が成立した場合、同法の規定に基づき市町村の認定を受けた「設備整備計画」に記載された再生可能エネルギー発電設備を国有林野に設置するときは、一定条件の下、包括協議において、公共用、公用又は公益事業の用に供するものとして、随意契約により、国有林野の使用を認める。	農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律が成立した場合、その施行後速やかに措置	財務省 農林水産省	(財務省、農林水産省) 「農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案」の今後の国会審議状況などを踏まえ対応。		△		
		②電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき、再生可能エネルギー発電設備としての認定を受けた場合、包括協議において、公共用、公用又は公益事業の用に供するものとして、随意契約により、国有林野の使用を認める。	平成24年7月の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達の特別措置法の施行後速やかに措置	財務省 農林水産省 経済産業省	(財務省、農林水産省、経済産業省) 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(以下「再生可能エネルギー特別措置法」という。)に基づく設備認定の手続きを規定する省令を平成24年6月18日付で公布。これを踏まえ、再生可能エネルギー発電施設に係る包括協議を整え、「予算決算及び会計令の規定に基づき国有財産を随意契約によって売り払い、又は貸し付けする場合について(協議)」(昭和52年12月15日付け53林野管第386号林野庁長官通知)を平成24年6月29日付で改正し、再生可能エネルギー特別措置法に基づき認定を受けた再生可能エネルギー発電施設について、随意契約により、国有林野の使用を認めることとした。			○	
32	補助事業で取得した財産の有効利用に係る周知	補助事業で取得した財産を有効利用することで、再生可能エネルギーの導入促進を図るため、以下について農林水産省ホームページ等を通じて広く周知徹底する。 ①補助事業で設置した農林水産関連施設について、補助金等の交付の目的に反しない財産処分であれば、届出のみで可とする。 ②収益納付条件は、補助事業により収益が生じる場合の規定であり、自ら設置した施設には適用されない。	平成24年度措置	農林水産省	閣議決定の趣旨を踏まえ、過去に実施した補助事業により設置した農林水産関連施設について、当該補助金等の交付の目的に反しない限りにおいて改良等を行う場合は、当該施設に係る財産処分の承認権者への届出のみで可能であること、また、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)第7条第2項における収益納付の条件は、補助事業により収益が生じる場合の規定であり、事業者自らが新たに設置する施設には適用されないことについて、農林水産省ホームページに掲載し周知を図った。		○		
33	再生可能エネルギー等の系統接続の円滑化①(情報開示の拡大に向けた見直し)	送配電網や接続可能地点等の系統の受入可能情報や接続コスト(費用の内訳、工期等)等について、再生可能エネルギー事業者等から実情把握を行い、必要な改善点を検討し、更なる情報開示を進めるため、例えば、閲覧などの手法により広く情報が得られるよう見直しを行う。	平成24年度措置	経済産業省	太陽光発電協会、電気事業連合会、電力系統利用協議会が一同に集まる場を定期的に設け、その中で再生可能エネルギー事業者の具体的な要望を聞き、電力系統利用協議会ルールの運用や各電力会社の取り組み等の改善に向け、対応を検討中。 再生可能エネルギー事業者から申し出のあった発電設備容量の希望連系点への連系可否等について、事前相談のタイミングで開示する方向で検討中。 接続コストについては、接続検討回答時に、可能な範囲で情報開示する方向で具体的な開示項目等を検討中。		△	○太陽光発電以外の再生可能エネルギー事業者にとっても利便性のよい情報開示ルールとなるよう配慮された。	
34	再生可能エネルギー等の系統接続の円滑化②(申請手続の見直し)	系統接続申請を円滑化するため、再生可能エネルギー事業者等から実情把握を行い必要な改善点を検討し、現在電力会社によって異なる系統接続申請書類や運用ルールを見直し、手続書類の様式を簡素化・統一化するとともに、標準処理期間の短縮化を図る。	平成24年度措置	経済産業省	太陽光発電協会、電気事業連合会、電力系統利用協議会が一同に集まる場を定期的に設け、その中で再生可能エネルギー事業者の具体的な要望を聞き、電力系統利用協議会ルールの運用や各電力会社の取り組み等の改善に向け、対応を検討中。 接続検討の申し込み等における事務手続きの効率化のため、手続書類の様式の簡素化・統一化を行う方向で検討中。		△	○太陽光発電以外の再生可能エネルギー事業者にとっても利便性のよい手続となるよう配慮された。	

エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	事項名	規制・制度改革の内容	実施時期						
35	送電における広域的運用の拡大	①再生可能エネルギーの導入拡大の観点から、隣接する一般電気事業者の調整力を活用し、更なる系統連系量拡大を進める(当該内容により、一般電気事業者による再生可能エネルギー(風力発電等)の系統連系募集枠を増やすようにする)。	平成24年度措置	経済産業省	・東日本(北海道電力、東北電力及び東京電力の電力会社3社)については、昨年9月に既設地域間連系線や東京電力の調整力の活用、風力発電出力制御技術の組み合わせによる風力発電の導入拡大のための実証試験を行う旨を公表。同実証試験に併せて、昨年度より、北海道電力20万kW、東北電力40万kWの新規募集枠を設定し、募集を開始済。 ・中西日本については、昨年11月に中部電力、北陸電力、中国電力、四国電力、九州電力の6社が相互に協力し地域間連系線を活用した中西日本における風力発電導入拡大を図ることを公表。また、先行した取り組みとして、本年5月に、北陸電力・四国電力から、地域間連系線を通じて、中部電力・関西電力が受電することで、北陸電力・四国電力の調整力を確保し両エリアの風力発電の拡大のための実証試験を行う旨を公表済。これにより、四国電力及び北陸電力は、本年5月より、それぞれ連系可能量をそれぞれ20万kW拡大し、受付を開始。	○			
		②送電における広域的運用の拡大については、連系線の利用方法等を含め、電力システム改革全体の検討の中で、予断なく総合的に検討を進める。	平成23年度検討開始、結論を得次第措置						総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において検討を進めているところ。(夏頃までに中間とりまとめ)
36	再生可能エネルギー設備に係る専用線での連系接続の実施	再生可能エネルギー設備について、既設の施設と設備規模(特高、高压、低圧)が異なる場合や需要家が異なる場合等において、保安上の支障がないこと等の一定の要件を満たした場合は再生可能エネルギー設備専用の引込線を別途敷設することを可能とする。	平成24年度速やかに措置	経済産業省	平成24年6月29日付け(※)「いわゆる屋根貸しによる太陽電池発電設備の取扱い及び電気主任技術者制度の運用について」により、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三条第二項に規定する認定発電設備では、電気事業法施行規則附則第十七条に基づき、保安上の支障がないこと等の一定の要件を満たした場合には、引込線を別途敷設することを可能とした。 ※平成24年7月24日付けで改正	○			
37	固定価格買取制度における買取条件の予見可能性の確保	「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく調達価格については、法律上毎年度定めることとなっているが、調達価格等算定委員会の意見も踏まえつつ、事業者が次年度以降の価格について予想を立てやすくなるような方法について検討し結論を得る。	平成24年7月までに検討・結論	経済産業省	事業者が可能な限り事業計画を立案しやすくなるよう、調達価格等算定委員会がどのような考え方で平成24年度の調達価格等の意見集約に至ったかについて、同委員会が取りまとめた「平成24年度調達価格及び調達期間に関する意見」において明確化されている。  また、再生可能エネルギー発電事業者が実際に設備の設置に要した費用については、事後的に経済産業省に報告することを義務化しており、同省が概ね半年ごとに当該コストデータを集計し、最新の動向を把握することとしている。次年度以降に算入する者に適用される価格については、この情報を調達価格等算定委員会に報告の上、算定する予定。	○			
38	需要家による再生可能エネルギーの選択拡大に向けた部分供給取引の明確化	一般電気事業者や新電力と、グリーン新電力の両者を活用したグリーン電力の活用が可能である旨について、ホームページ公開にとどまらず、周知文書を発出(電力会社、新電力、グリーン新電力)するといった対応で、速やかに措置する。	平成24年度早期措置	公正取引委員会 経済産業省	(公正取引委員会、経済産業省) 平成24年6月1日付文書「グリーン電力の部分供給について」により一般電気事業者及び新電力に対して、一般電気事業者又は新電力とグリーン新電力の両者を活用したグリーン電力の活用が可能である旨の周知文書を発出。	○	○一般電気事業者及び新電力に留まらず、需要家の周知も重要であることから、文書内容のホームページ等での公表を検討されたい。		
39	発電所設置に係る環境影響評価の審査手続の迅速化	風力発電等における環境影響評価手続に活用できる環境基礎情報の整備・提供を行うとともに、現状の課題点等について事業者へのヒアリングを行い、評価項目の絞り込みや審査期間の短縮など、運用上の工夫によって、環境影響評価法に基づく手続の簡素化・迅速化を図る。	平成24年度措置	環境省	平成23年度から、「風力発電等導入等に係る環境影響評価促進モデル事業」を実施しており、平成24年度は、風力発電に係る動植物・生態系等の環境基礎情報の収集、整理を実施している。また、同事業の中で、風力発電に係る計画段階配慮書段階の環境影響評価手続に先行的に取り組む事業者が、配慮書に記載する事項の検討等を行うにあたっての支援を実施しており、この成果を活用して、評価項目の絞り込みなどの検討を行っていく予定。 あわせて、事業者へのヒアリングもこれまでにきており、運用上の工夫による手続の合理化を図る。	△	○風力発電については平成24年10月から環境影響評価手続の対象となることを踏まえ、検討を加速されたい。 ○火力発電、地熱発電についても事業者ヒアリングを行い、得られた成果をもとに手続合理化に早期に着手すべきである。		



エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	事項名	規制・制度改革の内容	実施時期						
40	火力発電所リプレースにおける計画段階環境配慮書手続の迅速化	火力発電所のリプレースにおいて、土地の変更等の環境影響が限定的でかつ温室効果ガスや大気汚染物質による環境負荷の低減が図られる場合などにおいては、計画段階環境配慮書手続自体や、その後の環境影響評価手続に要する時日の短縮が可能となるよう、運用上の工夫によって、手続の簡素化・迅速化を図る。	平成24年度措置	環境省	平成24年3月30日に経済産業省原子力安全・保安院及び都道府県、環境影響評価法の政令で定める市へ送付した「火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドライン」に基づき、運用上の工夫による手続の合理化を図る。環境影響評価手続に要する時日の短縮についても、今後具体的な検討を進める予定。		△	○計画段階環境配慮書手続自体の簡素化・迅速化について、今後具体的な検討を進める必要がある。	
41	火力発電所リプレースに伴う既存工作物の撤去の扱いの明確化	火力発電所のリプレースに伴う既存工作物の撤去・廃棄について、一定期間の経過や事業実施場所等を考慮した上で、一体の事業としてみなすことが困難なケース、又は環境影響が極めて小さいことが明らかであり、環境影響評価項目として選定しないことが可能であるようなケースについて、事業者へのヒアリングを行いつつ、その結果を整理し明示する。	平成24年度措置	環境省	事業者へのヒアリングの調整を始めている。今後、既存工作物の撤去の扱いについても検討を進める予定。		△	○環境負荷が低減される火力発電所へのリプレースが促進されるよう更なるスピード感を持って措置する必要がある。	
42	公営の発電事業における新電力の買取参入の実現	地方公共団体に対して、地方公共団体が行う売電契約について、一般競争入札が原則である旨を改めて周知する。また、各地方公共団体における売電契約の状況について実態調査を行う。	平成24年度早期措置	総務省 経済産業省	(総務省) 地方公共団体が行う売電契約について、一般競争入札が原則である旨、通知により周知。(平成24年4月25日付け総行第62号、総財第36号通知) また、平成24年4月25日開催の全国財政課長・市町村担当課長会議で、上記通知について説明。 (経済産業省) 今後、今年度中に、各地方公共団体に対してアンケート調査等により契約の実態調査を行う予定。		△	○経済産業省による契約の実態調査においては、随意契約となっている場合の具体的な理由、長期契約の場合の中途解約条件、地方議会による同意の必要の有無など、踏み込んで調査されたい。	
43	卸・IPPの発電余力の活用	卸・IPPの発電余力活用契約に関する指針につき、発電余力が積極活用されるよう、その活用実態をIPP事業者等に個別にヒアリングする等、実績を調査・分析の上、速やかに必要な見直しを行う。	平成23年度検討開始、結論を得次第措置	経済産業省	平成23年11月24日、「卸・IPP電源の発電余力活用の具体的なスキームについて」を公表。発電事業者を対象にフォローアップ調査を行い、平成24年4月に、総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において結果を公表。		◇	○総合資源エネルギー調査会での議論では、最適な契約条件は個別事情により異なるとされた。	
44	新規電源設置におけるIPP入札の実施①(kW契約)	新しい火力入札の指針において、容量(kW)での契約も含め、入札分以外に係るIPP事業者側の電力供給先の自由度を確保することを明確化できるよう検討し、結論を得る。	平成24年度措置	経済産業省	資源エネルギー庁において指針の策定作業を進めており、今夏～秋を目途に策定・公表する予定。		△		
45	新規電源設置におけるIPP入札の実施②(併売)	新しい火力入札の指針において、IPPが新電力や卸電力取引所へも同一の電源から電力の併売を行うことを可能であることを明確化(明記)した上で、指針を策定・公表する。	平成24年度措置	経済産業省	資源エネルギー庁において指針の策定作業を進めており、今夏～秋を目途に策定・公表する予定。		△		
46	新規電源設置におけるIPP入札の実施③(入札スケジュール)	新しい火力入札の導入に当たっては、一般電気事業者に対して電源建設計画をベースとした短中長期のIPP入札スケジュールを公表するよう、指針を策定・公表する。	平成24年度措置	経済産業省	資源エネルギー庁において指針の策定作業を進めており、今夏～秋を目途に策定・公表する予定。		△	○IPP入札スケジュールの公表にあたっては、IPP入札電源の経済性向上・小売事業者間競争の活性化の観点から、新電力等に対して共同調達を募るプロセスを導入すること等を検討すべきである。	

エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	事項名	規制・制度改革の内容	実施時期						
47	一定規模以上の発電事業者の電気事業法における位置付けの明確化(公益特権等)	電気事業法における発電事業者の位置付けについて、電力システム改革全体の検討の中で、予断なく総合的に検討を進める。	平成23年度検討開始、結論を得次第措置	経済産業省	総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において検討を進めているところ。(夏頃までに中間とりまとめ)		△		
48	発電所建設の促進(コロケーションルールの整備)	発電所建設の促進については、制度的措置を含め、電力システム改革全体の検討の中で、予断なく総合的に検討を進める。	平成23年度検討開始、結論を得次第措置	経済産業省	総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において検討を進めているところ。(夏頃までに中間とりまとめ)		△	○今後、詳細設計において、検討テーマとして挙げて結論を得ることが必要である。	
49	卸電力取引市場の整備・活性化(電源の拠出、マーケットメイク等)	卸電力取引所の整備・活性化については、一定規模の電源の拠出等を含め、電力システム改革全体の検討の中で、予断なく総合的に検討を進める。	平成23年度検討開始、結論を得次第措置	経済産業省	総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において検討を進めているところ。(夏頃までに中間とりまとめ)		△	○リアルタイム市場、中長期先渡し市場、先物市場の創設についても検討すべきである。 ○中小規模な新電力の電源調達に資するよう、卸電力取引市場の売買単位を500kWh単位から引き下げるべきである。 ○分散型・グリーン売電市場について、一定のタイミング(例えば半年、1年)で、取引の状況を確し、活用が進んでいない場合には、その対応策を講じるべきである。	
50	卸電力取引所の中立法・法定化(組織の見直し等)	卸電力取引所の中立法・法定化については、卸電力取引所のガバナンスの在り方を含め、電力システム改革全体の検討の中で、予断なく総合的に検討を進める。	平成23年度検討開始、結論を得次第措置	経済産業省	総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において検討を進めているところ。(夏頃までに中間とりまとめ)		△	○卸電力取引所の中立法を実現するためには、ガバナンスの見直し、取引市場監視機能の強化が必要である。	
51	電力系統利用協議会の中立法(組織の見直し)	一般社団法人電力系統利用協議会の中立、公平、透明性を向上させるための改善等を検討し、結論を得る。	平成23年度検討開始、結論を得次第措置	経済産業省	総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において検討を進めているところ。(夏頃までに中間とりまとめ)また、紛争解決手続きにおける中立、公平、透明性を向上させる観点からは、裁判外紛争解決手続(ADR)に係る法務大臣の認証を取得するため、関連規程および体制の整備を行い、認証取得申請済み。		△	平成24年7月23日公表の「電力システム改革の基本方針」において電力系統利用協議会の解消後の組織として示された広域運営機関の検討にあたっては、中立性、公平性、透明性を担保できるよう、監視体制や人員構成に踏み込んで議論されたい。	
52	常時バックアップ・部分供給の在り方見直し(価格水準等)	常時バックアップ及び部分供給の在り方については、その料金体系等を含め、電力システム改革全体の中で、予断なく総合的に検討を進める。	平成23年度検討開始、結論を得次第措置	経済産業省	総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において検討を進めているところ。(夏頃までに中間とりまとめ)		△	○平成24年7月23日公表の「電力システム改革の基本方針」に沿って、早期に「部分供給のガイドライン化」を行うとともに一般電気事業者に「常時バックアップ料金の見直し」を行うよう、促していく必要がある。 ○再生可能エネルギー普及の観点から、計画的に30分単位の供給量を増減させる部分供給のあり方を検討すべきである。	

エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	事項名	規制・制度改革の内容	実施時期						
53	自家発補給契約の見直し	自家発補給契約の別契約化を実質的に可能とするための指針を速やかに策定し公表する。また、同指針を公表した後、その実態を調査・分析の上、問題があれば、当該指針を速やかに見直す等の措置を講じる。	平成23年度検討開始、結論を得次第措置	経済産業省	平成24年3月28日、「自家発補給契約の運用に係る指針」を公表。自家発補給契約の別契約化が実質的に可能であることを明確化。		○	○本指針に示された方式1、方式2はあくまで例示であることから、一般電気事業者において柔軟な対応がなされるよう促されたい。 ○自家発補給契約については、基本料金が高すぎるとの声から、自家発設置者より上がっていることから、更なる見直しの検討が必要である。	
54	特定電気事業制度の見直し①(域内電源比率)	特定電気事業の在り方については、小売自由化範囲の拡大の検討と併せて、電力システム改革全体の検討の中で、予断なく総合的に検討を進める。	平成23年度検討開始、結論を得次第措置	経済産業省	総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において検討を進めているところ。(夏頃までに中間とりまとめ)		△	○今後、詳細設計において、検討テーマとして挙げて結論を得ることが必要である。	
55	特定電気事業制度の見直し②(新電力による供給)	特定電気事業者に対しては、新電力が保有する発電所からも電力供給が可能となっている点を、広く周知する。	平成24年度早期措置	経済産業省	特定電気事業制度の見直し内容(新電力保有発電所からも電力供給が可能となったこと)について、資源エネルギー庁ホームページを通じて広く周知を行うとともに、特定電気事業者4者に対して、直接電子メールを通じての周知を行った(平成24年6月実施)		○		
56	同時同量制度の見直し	同時同量の在り方については、計画値同時同量制度等を含め、電力システム改革全体の中で、予断なく総合的に検討を進める。	平成23年度検討開始、結論を得次第措置	経済産業省	総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において検討を進めているところ。(夏頃までに中間とりまとめ)		△	○計画値同時同量制度の導入等により、平等な競争条件を整備すべきである。	
57	アンシラリーサービス料金の見直し(アンシラリー市場の創出等)	アンシラリーサービスの在り方については、その調達方法等を含め、電力システム改革全体の検討の中で、予断なく総合的に検討を進める。	平成23年度検討開始、結論を得次第措置	経済産業省	総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において検討を進めているところ。		△	○今後、詳細設計において、検討テーマとして挙げて結論を得ることが必要である。	
58	インバランス料金の引下げ	インバランス料金の在り方については、その算定方法等を含め、電力システム改革全体の中で、予断なく総合的に検討を進める。	平成23年度検討開始、結論を得次第措置	経済産業省	総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において検討を進めているところ。(夏頃までに中間とりまとめ)		△	○再生可能エネルギー普及の観点から、グリーン新電力等が太陽光や風力を使って部分供給を行う場合について、インバランスの許容範囲の拡張の可能性につき検討すべきである。 ○インバランス料金精算を需給直前市場の取引価格に連動させる場合、市中に存在する電源の価格が適切に反映された料金になるようにする必要がある。	
59	託送料金の引下げ・透明化①(料金内訳の開示)	託送料金については、第三者が適切性・妥当性の確認が行えるよう、「一般管理費等」「変電費」「販売費」の配分比率、事業者ルール、アンシラリーサービス費の算定に係る情報公開を実施する。	平成24年度早期措置	経済産業省	資源エネルギー庁において、電気料金情報公開ガイドラインを改正し(平成24年3月30日)、一般電気事業者による自主的説明として、料金算定について、第三者が適切性・妥当性の確認が行えるよう「一般管理費、変電費、販売費の配分比率」及び「アンシラリーサービス費の算定」等について説明する旨を規定した。		○	○改正した電気料金情報公開ガイドラインが適正に運用されているか、事業者ヒアリング等を通じてフォローされたい。	

エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	事項名	規制・制度改革の内容	実施時期						
60	託送料金の引下げ・透明化②(長期増分費用方式)	託送料金の在り方については、その算定方法等を含め、電力システム改革全体の検討の中で、予断なく総合的に検討を進める。	平成23年度検討開始、結論を得次第措置	経済産業省	総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において検討を進めているところ。(夏頃までに中間とりまとめ)		△	○今後、詳細設計において、検討テーマとして挙げて結論を得ることが必要である。	
61	系統全体の需給情報の提供	事業者及び需要家の意見を踏まえつつ、系統全体の需給状況につき、リアルタイムに近い形での情報提供が進むよう、検討し結論を得る。	平成24年度検討・結論	経済産業省	今夏、政府節電ホームページにおいて、沖縄電力を除く一般電気事業者9社の電力需給状況を数分間隔で更新し、掲載しているところ。		○	○事業者によれば、電力需給の状況のみならず、時間毎の電源比率や発電効率に係る情報の提供など、効果的な負荷平準化につながる情報の提供を求める声がある。	
62	低圧託送制度の創設①(早期ルール化)	全量買取制度の導入に当たり、発電側が低圧、需要側が高圧以上となるケースでも、一般電気事業者の配電網の利用(託送)が可能となるよう、検討し結論を得る。	平成24年7月までに検討・結論	経済産業省	発電側が低圧電源の場合でも託送供給が可能となるよう、一般電気事業者全社から国に対して託送供給約款の特例承認の申請があり、国において承認した(平成24年6月承認、7月より実施)。		○		
63	低圧託送制度の創設②(メーター仕様)	全量買取制度の導入に当たり、低圧での電力買取りについては、通常の電力メーターでも対応可能となるよう、検討し結論を得る。	平成24年7月までに検討・結論	経済産業省	発電側が低圧電源の場合における託送供給において、通常の電力メーターでも対応が可能となるよう、一般電気事業者全社から国に対して託送供給約款の特例承認の申請があり、国において承認した(平成24年6月承認、7月より実施)。		○	○通常の電力メーターで計量された場合は、月単位の実績しか把握できない。 ○新電力による低圧電源の日々の買取量は、1ヶ月間の発電実績を日数で均等割する方式とされているところ、新電力に課されている同時同量の予見性を向上する観点から、低圧電源の30分単位の発電カーブの「型」を系統運用者等が予め作成する、事前のプロファイリング方式の採用を検討すべきである。	
64	自己託送サービスの在り方(需要場所の要件緩和)	自己託送サービスの在り方については、需要場所の要件の緩和等を含め、電力システム改革全体の中で、予断なく総合的に検討を進める。	平成23年度検討開始、結論を得次第措置	経済産業省	総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において検討を進めているところ。(夏頃までに中間とりまとめ)		△	○供給の多様化を実現する手段として、自家発自家消費の延長としての自己託送は重要であり、需要場所などの要件の緩和が必要である。	
65	自営線供給に関する要件緩和措置①(道路占用)	①経済産業省において、非常時に自営線で電力を融通する行為のうち、非常時における電力を確保する必要がある場合に、かつ、自営線を用いて電力融通することで必要な電力を確保することが相当であると考えられる事案について検討する。	平成24年度検討・結論	経済産業省	(経済産業省) 構造改革特区や総合特区要望において、複数の自治体から災害による停電等の非常時に自営線を用いて複数の需要家に電力供給を行うことを可能とする提案を受けており、各自治体との間で要望事項の具体化を図りつつ、検討を行っている。		△		
		②国土交通省においては、それらに該当する自営線に係る占用許可に当たって適切な配慮を行うよう、各道路管理者に周知する。	結論を得次第措置	国土交通省			△		
66	自営線供給に関する要件緩和措置②(陸電供給)	移動用発電機の取扱いにつき、発電船による陸上への電力供給方法を、分かりやすい形での周知を図る。	平成24年度早期措置	経済産業省	移動用発電機の取扱いについて、発電船による陸上への電力供給における手続き等を含めて、原子力安全・保安院ホームページにおいて周知を行った。		○		

エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	事項名	規制・制度改革の内容	実施時期						
67	スマートメーターの導入促進①(高圧メーター仕様)	引き続き短期的なサービスバスの活用を最大限図りつつ、今後導入する高圧以上の需要家に設置するスマートメーターに関して電文形式のデータが容易に抽出できるよう、電文インターフェースについて標準化すべく、検討を開始する。	平成24年度 検討開始	経済産業省	高圧以上の需要家を対象として、既に、バス出力を前提とする、デマンドコントローラーをはじめとする需要家側のエネルギーマネジメント機器が一定数普及しているところ。需給逼迫への対応は喫緊の課題であることから、まずは高圧以上の全てのメーターで即時の対応が可能なサービスバスの活用を図る観点から、「71」で示された、「スマートメーターからバスによりBEMSに表示した電力量情報をもって、課金および証明サービスを行う方策」について検討を行い、対応を完了。 高圧以上の需要家に設置するスマートメーターへの電文提供機能の具備に向けた取組としては、電文のデータフォーマットの整理に向けて検討を開始する方向であり、今年6月に立ち上げた「スマートハウス・ビル標準・事業促進検討会」の「スマートメーターTF」等において、必要に応じてフォローする予定。		△	○短期的には引き続きサービスバスの活用を図るとしても、サービスバス利用には、バス変換コストがかかるなどの課題がある。 ○需要家がスマートメーターから情報を直接取得するBルートについて、電文インターフェース整備等に向けて、検討のロードマップを策定すべきである。	
68	スマートメーターの導入促進②(高圧スマートメーターの国際調達)	高圧スマートメーターに関しても、マルチベンダ化によるコスト低減と量産確保による導入の早期化を実現するために、一般電気事業者の系統運用部門に対してオープンな形で実質的な競争がある入札(国際調達手続等)を行うことを原則とすべく、検討し結論を得る。	平成24年度 検討・結論	経済産業省	スマートメーターの調達については、「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書」において、「効率的な調達の観点からオープンな形で実質的な競争がある入札を行うことを原則」、「料金算定プロセスにおいて、入札を経たものは、落札価格を適正な原価とみなし、入札を経ない場合においては、例えば、入札した場合に想定される価格を基準として査定を行うことが適当」とされているところ。引き続き、電気事業者に対して、効率的な調達を促していく。		△	○オープンな形で実質的な競争がある入札が行われる目途がつくまでフォローする必要がある。	
69	スマートメーターの導入促進③(遅延の見直し)	新電力が一般電気事業者から計測データを受領するまでの時間について、一般電気事業者によって差異が生じている状況を踏まえ、同時同量制度の在り方について、電力システム改革全体の中で、予断なく総合的に検討を進める。	平成23年度 検討開始、結論を得次第措置	経済産業省	総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において検討を進めているところ。(夏頃までに中間とりまとめ)		△	○今後、詳細設計において、検討テーマとして挙げて結論を得ることが必要である。	
70	スマートメーターのインターフェース等の標準化①(共同調達)	一般家庭用及び高圧以上のスマートメーターの調達に関しては、一般電気事業者に対して導入計画を早期に策定させ、本格導入段階にある事業者には具体的な調達方法も併せて検討することを促すよう、フォローアップを行う。	平成24年度 措置	経済産業省	東京電力において、同社が導入を検討しているスマートメーターの仕様について、国内外の企業等に対し提案募集(RFC)を実施。7月12日(木)に、RFCの結果と、それを踏まえた仕様の見直しについての基本的な考え方を公表。 各電力会社の取組については、スマートメーター制度検討会等において、フォローアップを行っていく。		△	○東京電力以外の一般電気事業者でも提案募集(RFC)を実施する等オープンで実質的な競争がある入札が行われる目途がつくまでフォローする必要がある。	
71	スマートメーターのインターフェース等の標準化②(伝送部の扱い及び課金行為)	スマートメーターからバスによりBEMSに表示した電力量情報をもって、課金及び証明サービスを行う方策について、特定計量器検定検査規則第12条「分離することができる表示機構」から電気計器を除外し、かつバスの発信装置をJISにおける型式承認の対象とするよう計量法における規制の在り方を検討し結論を得る。	平成24年度 措置	経済産業省	平成24年6月21日24資電部第14号により、平成18年3月31日18資電部第37号「電気を取引又は証明に係る遠隔検針及び時間帯別契約における計量値表示の取り扱いについて(平成18年3月31日経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部長)」の改正通達を施行した。 改正要旨は、取り扱い上の要求事項を満たす場合には、電気を取引又は証明に係る電気計器において、電力量に比例して発生する電氣的バスの発信する機器に表示された値を用いて、電気を取引又は証明を行うことを適当なものとして取り扱うこととした。		○		
72	需要家の選択肢拡大のための小売自由化範囲の拡大の検討	小売自由化範囲の拡大については、競争環境整備の検討と併せて、電力システム改革全体の検討の中で、予断なく総合的に検討を進める。	平成23年度 検討開始、結論を得次第措置	経済産業省	総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において検討を進めているところ。(夏頃までに中間とりまとめ)		△	○規制なき独占とならないよう需要家の選択肢が実質的に確保される措置が必要である。 ○低圧部門における公平な競争環境を確保できるよう、低圧託送等について制度設計を行うことが重要である。	

エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	事項名	規制・制度改革の内容	実施時期						
73	電力市場における競争活性化策の検討①(市場支配力)	①公正取引委員会においては、一般電気事業者の市場支配力及び新電力のシェアが伸びていない状況も踏まえて、経済産業省における検討の状況も勘案しつつ、電力市場における競争実態の把握・分析を行い、検討し、競争政策上の考え方について結論を得る。	平成24年度 検討・結論	公正取引委員会	関係事業者に対するヒアリング等の情報収集を実施し、電力市場における競争実態の把握・分析・検討を進めているところであり、経済産業省における検討の状況も勘案しつつ、平成24年度内に結論を得る予定。		△		
		②経済産業省においては、電力市場における競争の活性化策について、電力システム改革全体の中で、予断なく総合的に検討を進める。	平成23年度 検討開始、結論を得次第措置	経済産業省	総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において検討を進めているところ。(夏頃までに中間とりまとめ)		△	○公正取引委員会の分析結果は電力システム改革において十分考慮する必要がある。	
74	電力市場における競争活性化策の検討②(供給区域)	①公正取引委員会においては、一般電気事業者間の供給区域を越えた競争が起きていない状況や、需要家の全国レベルでの一括受電契約が進まない状況も踏まえて、経済産業省における検討の状況も勘案しつつ、電力市場における競争実態の把握・分析を行い、検討し、競争政策上の考え方について結論を得る。	平成24年度 検討・結論	公正取引委員会	関係事業者に対するヒアリング等の情報収集を実施し、電力市場における競争実態の把握・分析・検討を進めているところであり、経済産業省における検討の状況も勘案しつつ、平成24年度内に結論を得る予定。		△		
		②経済産業省においては、電力市場における競争の活性化策について、電力システム改革全体の中で、予断なく総合的に検討を進める。	平成23年度 検討開始、結論を得次第措置	経済産業省	総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において検討を進めているところ。(夏頃までに中間とりまとめ)		△	○公正取引委員会の分析結果は電力システム改革において十分考慮する必要がある。	
75	規制分野の電気料金における供給約款料金と選択約款料金の区分の明確化	規制分野における電気料金の在り方については、小売自由化範囲の拡大と併せて、電力システム改革全体の検討の中で、予断なく総合的に検討を進める。	平成23年度 検討開始、結論を得次第措置	経済産業省	総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において検討を進めているところ。(夏頃までに中間とりまとめ)		△		
76	需要側の取組の活用(節電取引)	需要側の取組の活用については、ネガワット取引等を含め、電力システム改革全体の検討の中で、予断なく総合的に検討を進める。	平成23年度 検討開始、結論を得次第措置	経済産業省	総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において検討を進めているところ。(夏頃までに中間とりまとめ)		△	○今後、詳細設計において、今夏実施されたネガワット取引の課題を整理し、公正なネガワット取引市場を整備すべきである。	
77	スマートコミュニティの実現	スマートコミュニティの実現については、特定電気事業の在り方と併せて、電力システム改革全体の検討の中で、予断なく総合的に検討を進める。	平成23年度 検討開始、結論を得次第措置	経済産業省	総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において検討を進めているところ。(夏頃までに中間とりまとめ)		△	○スマートコミュニティ実証における課題・要望について、要望内容の精査・具体化を進めつつ、課題解決のための具体的方策(規制緩和策等の制度設計)の検討を深める必要がある。	
78	住宅・建築物の省エネ基準の見直し①(暖房基準)	住宅の省エネ基準の見直し、及び、第180回国会に提出した「都市の低炭素化の促進に関する法律案」における認定低炭素住宅の基準においても、床暖房について、輻射による効果を考慮し、暖房エネルギー消費量の評価を行う方向で検討し、結論を得る。	平成24年度 措置	経済産業省 国土交通省	(経済産業省、国土交通省) 住宅の省エネ基準の見直しに向けて、床暖房について、輻射による効果を考慮し、暖房エネルギー消費量の評価を行う方向で基礎的なデータの収集等を進めているところ。 また、「都市の低炭素化の促進に関する法律案」を本年2月に国会に提出したところ。 「都市の低炭素化の促進に関する法律案」の成立も踏まえ、すみやかに審議会等において検討を進める。		△		

エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	事項名	規制・制度改革の内容	実施時期						
79	住宅・建築物の省エネ基準の見直し②(工程表の明示)	2020年までに全ての新築住宅・建築物について段階的に省エネ基準適合義務化を実現するため、関係省庁が連携しながら検討を行い、2020年までの具体的な工程(対象、時期、水準)を省エネ法改正に合わせ明確化する。	平成24年度 早期措置	経済産業省 国土交通省	(経済産業省、国土交通省) 平成24年4月に、第4回「低炭素社会に向けた住まいと住まい方推進会議」を開催し、住宅・建築物の省エネ基準適合の段階的義務化へ向けた具体的な工程案(義務化の対象、時期、水準)を明示し、平成24年6月までパブリックコメントを募集したところ。 (パブリックコメントを踏まえて、工程表を含む「低炭素社会に向けた住まいと住まい方」の推進方策について中間とりまとめ)を7月10日に公表)	(経済産業省、国土交通省) 2020年までに全ての新築住宅・建築物について段階的に省エネ基準への適合を義務化することに向けて、円滑な実施のための環境整備を着実に図っていく。 ただし、伝統的な木造住宅に関し、省エネルギー基準への適合義務化によりこれが建てられなくなるとの意見や、日本の気候風土に合った住まいづくりにおける工夫も適切に評価すべきとの意見などがあることから、引き続き、関係する有識者等の参加を得て検討を進める。	△	○伝統的な木造住宅については一定の配慮をしつつ、省エネを推進する観点から全ての新築住宅・建築物について義務化の工程の更なる具体化及び基準の検討を進めるべきである。	
80	住宅・建築物の省エネ基準の見直し③(整合性の確保)	「都市の低炭素化の促進に関する法律案」における認定基準は、将来には新築住宅・建築物が達成すべき水準を考慮した誘導基準となるよう検討し、結論を得る。	平成24年度 早期措置	経済産業省 国土交通省	(経済産業省、国土交通省) 第160回通常国会に提出中の「都市の低炭素化の促進に関する法律案」が成立次第、すみやかに国土交通省、経済産業省、環境省の三省による合同委員会において検討を開始し、3ヶ月以内に結論を得る。		△		
81	住宅・建築物のラベリング制度の充実	新築住宅及び中古住宅に関して、住宅性能表示制度等を活用し、住宅の省エネ性能を評価するラベリング制度の充実を図る。	平成24年度 検討開始、結論を得次第措置	経済産業省 国土交通省	住宅の省エネ基準を一次エネルギー消費量により総合的に評価する基準とする方向で見直すため、基礎的なデータの収集等を進めているところ。 住宅の省エネ基準の見直しを踏まえ、省エネ性能を評価するラベリング制度の充実に向けた検討を開始する。		△		
82	リチウムイオン電池に係る建築基準法上の用途地域ごとの取扱いの見直し・明確化	消防法上の見直しを踏まえつつ、事業者要望やこれまでの事例を検証し、建築基準法上の用途地域別に、合理的な貯蔵量について、リチウムイオン電池に関する取扱いを見直す又は明確化すべく、検討し結論を得る。	平成24年度 検討・結論	国土交通省	消防法の見直し内容を把握し、事業者要望やこれまでの事例を検証するため、関係省庁や事業者からヒアリングを実施しているところ。その結果等を踏まえ、リチウムイオン電池に関する取扱いを見直す又は明確化すべく、検討し結論を得る。		△		
83	コンテナに収納される蓄電池の取扱いの明確化	太陽光発電以外の用途でも使用される蓄電池及び制御装置設備等を収納するコンテナのうち、人が内部に通常入らないなどの一定の要件を満たすものについて、建築物に該当せず、建築確認が不要である範囲を明確化した上で、その旨を技術的助言により周知する。	平成24年度 措置	国土交通省	平成24年4月に、事業者ヒアリングを実施したところ。今後も引き続き関係者からのヒアリングを実施しつつ、平成24年度措置に向けて検討を進める予定。		△	○コンテナ型データセンターや太陽光発電付属設備の収納コンテナに関する建築基準法上の取扱いも踏まえつつ、24年度中の早期に措置されたい。	
84	家庭用燃料電池の技術基準に関する規制緩和	家庭用燃料電池の技術基準につき、事業者の意見を踏まえ、安全性に係る技術的確認が得られ次第、見直しを行う。	平成24年度 検討開始、結論を得次第措置	経済産業省	提案者から複数回意見聴取を行い、安全性に係る技術面に関するデータ等の提供を依頼しているところ。 今後提案者から提供されるデータ等を基に、検討を行う。		△		
85	コジェネレーション・燃料電池の抜本的普及拡大	コジェネレーション・燃料電池の抜本的な普及拡大を図るため、諸外国の事例等も参考にしつつ、導入支援策の在り方や規制・制度面での課題等について総合的な検討を行い結論を得る。	平成24年度 検討・結論	経済産業省	本年5月の第22回総合資源エネルギー調査会基本問題委員会においては、コジェネレーションの導入意義と導入促進のための施策の方向性について論点整理がなされたところ。今後はこの論点整理にしたがい、コジェネレーションの抜本的な普及拡大を図るための方策について総合的な検討を行い、結論を得る。		△	○コジェネレーション・燃料電池が確実に普及促進されるための方策につき更なるスピード感を持って結論を得る必要がある。	
86	用途地域による危険物貯蔵の規制緩和(防災型マンションコジェネレーション備蓄燃料貯蔵の緩和)	事業者要望やこれまでの事例を検証し、集合住宅に設ける防災対応を目的としたコジェネレーションの設置に必要な液化石油ガスの合理的な貯蔵量の基準について、検討し結論を得る。	平成24年度 検討・結論	国土交通省	事業者要望やこれまでの事例を検証するため、事業者や特定行政庁からヒアリングを実施しているところ。その結果等を踏まえ、集合住宅に設ける防災対応を目的としたコジェネレーションの設置に必要な液化石油ガスの合理的な貯蔵量の基準について、検討し結論を得る。		△		

エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	事項名	規制・制度改革の内容	実施時期						
87	非常時におけるLPGエアを使用する際の高圧ガス保安法またはガス事業法の適用について	非常時にコジェネレーションシステムに付随するLPGエアを使用する際には、高圧ガス保安法またはガス事業法の適用を受ければよい旨(液化石油ガス保安法の適用は不要)につき、都道府県に対して周知する。	平成24年度 早期措置	経済産業省	本件については、高圧ガス保安法の適用となり、ガス事業法及び液化石油ガス保安法の適用にはならない旨の都道府県に対する周知を準備中である。最終的な文言調整を実施しているところ。		△		
88	ガスタービン取替えにおける工事計画の事前届出が必要な出力の緩和	ガスタービンの取替工事について、出力1万kW未満のもの5万kW未満程度のものについて、爆発や破片の外部への飛散等の設備損壊時のリスクが同等程度と評価できるか、また全て同一設計になっているのかといった点につき、事業者の意見を踏まえ、安全性に係る技術的確認が得られ次第、見直しを行う。	平成24年度 検討開始、結論を得次第措置	経済産業省	提案者から複数回意見聴取を行い、安全性に係る技術面に関するデータ等の提供を依頼しているところ。今後提案者から提供されるデータ等を基に、検討を行う。		△		
89	LNGサテライト設備の危険物施設との離隔距離に関する考え方の再周知・徹底	LNGサテライト設備と危険物施設との離隔距離に関して、火災予防上安全と認められる場合に緩和がなされるよう、「製造所及び一般取扱所に係る保安距離及び保有空地について」(平成13年3月29日付け消防第40号)を、再度周知徹底する。	平成24年度 早期措置	総務省	早期に再度周知できるよう調整を図っているところ。		△	○調整内容を具体的に説明された(次の四半期に措置する見込みか)。	
90	農地におけるガス事業の公益特権の整備及び明確化	農地の区画・形質に面的な変更を加える場合には、農地転用許可を受けることが基本であるが、農地におけるガス工作物の設置に係る取扱いについて、都市ガス事業者に対してヒアリングを行い、必要に応じて農地制度上の取扱いについて検討を行い、結論を得る。	平成24年度 検討・結論	農林水産省	事業者団体からガス工作物の内容等について説明を受けたところであり、さらに都市ガス事業者から具体的な設置事例等についてのヒアリングを行い、検討を進める予定である。		△	○都市ガス事業者から具体的な設置事例等について速やかにヒアリングを行い、検討を進めるべきである。	
91	ガスパイプライン設置コストの一般負担化(供給区域内需要家によるコストの一部負担)	今後のエネルギー政策における天然ガスシフトの在り方を踏まえつつ、供給区域外でのパイプライン設置のうち、どのような場合において、コストの一部を一般負担化し、供給区域内の需要家にもコストの一部を負担させることができるか、需要家の受益と負担の関係等を踏まえ、天然ガスシフト基盤整備専門委員会等において検討を行う。	平成23年度 検討、平成24年度結論	経済産業省	天然ガスパイプライン整備の在り方については、「総合資源エネルギー調査会総合部会天然ガスシフト基盤整備専門委員会」において専門的検討を行い、6月に報告書を取りまとめたところ。その中で、パイプライン整備コスト負担の在り方については、「受益者負担の手法・範囲・程度・時点の調整等に関する『基本的な考え方』を整備基本方針の中で定めていく必要がある」という方向性が示されたところ。今後、整備基本方針の中で基本的考え方を定め、「各ルートのコスト・事業採算性・社会的効果等に照らし」、個別ルート毎に一般負担等の手法を含めた負担の在り方を検討していく。		△		
92	土壌汚染対策法の届出に添付すべき書類の簡素化	土壌汚染対策法第4条第1項に基づく届出に必要な図面とは、土地の形状の変更が行われる範囲を明示した図面であり、掘削部分と盛土部分が区別して表示されていれば、道路占用に係る書類で代用可能である旨を周知する。	平成24年度 措置	環境省	土壌汚染対策法第4条第1項に基づく届出の添付図面が道路占有に係わる書類で代用が可能である旨を、平成24年度中に関係自治体に示すことを念頭に検討を進めている。		△		
93	熱供給事業法への燃料費調整制度の導入	熱供給事業への燃料費調整制度の導入について、事業者の意見を踏まえて、検討し結論を得る。	平成24年度 検討開始、結論を得次第措置	経済産業省	現在進められているエネルギー政策の見直しの議論との整合性にも留意しつつ、現行の熱供給事業制度の課題を抽出し、当該制度の在り方を検討する。		△	○本項目に係る検討の場を設け、論点整理を進めるべきである。	
94	熱料金改定時の認可手続の見直し	熱料金改定時の認可手続の見直し(値下げ時の届出制導入)について、事業者の意見を踏まえて、検討し結論を得る。	平成24年度 検討開始、結論を得次第措置	経済産業省	現在進められているエネルギー政策の見直しの議論との整合性にも留意しつつ、現行の熱供給事業制度の課題を抽出し、当該制度の在り方を検討する。		△	○本項目に係る検討の場を設け、論点整理を進めるべきである。	



エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	事項名	規制・制度改革の内容	実施時期						
95	天然ガス自動車等の高圧ガス容器に関する保安基準への海外規格の追加	①天然ガス自動車等に搭載される高圧ガス容器の規格について、国連欧州経済委員会規則(UNECE規則)の67番(液化石油ガス自動車)、110番(圧縮天然ガス自動車)の規格の安全性について民間団体等に設置される検討会等における検証結果により安全性が確認された場合には、高圧ガス保安法、容器保安規則等の見直し等に向けた検討を行う。	平成24年度以降検討開始、結論を得次第措置	経済産業省	民間団体において安全性の確認を開始。		△		
		②天然ガス自動車等に搭載される高圧ガス容器の規格について、国連欧州経済委員会の下での自動車基準認証フォーラム(WP29)において検討中の、車両等の型式認証を相互承認する制度(IWVTA)についての合意内容を踏まえ、IWVTAの窓口である国土交通省と調整の上措置する。なおWP29におけるIWVTAの議論においては、我が国が安全と考える高圧ガス容器の規格について必要な提案を行う。	IWVTAについては、2016年3月までの合意を目指している。	WP29においてIWVTAを検討中。				△	
96	天然ガス自動車の容器再検査期間の変更	天然ガス自動車の圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の容器再検査を実施する期間について、ユーザーに承認を得た上で車検と同一のタイミングで行うよう、各都道府県を通じ、容器再検査所に対して周知する。	平成24年度早期措置	経済産業省	「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の容器再検査を実施する期間について(依頼)」(平成24年6月15日付け平成24-06-07原院第1号)をもって、管内の容器再検査所に対する周知依頼を都道府県に行った。		○		
97	天然ガス自動車等のガス容器取付けに関する試験方法の見直し	天然ガス自動車等のガス容器取付けに関する試験方法について、国際基準調和を図るため、国連自動車基準調和世界フォーラム等における検討を踏まえ、車両等の型式認定相互承認協定(略称)に基づく認定規則の妥当性を検証した上で、国内基準として、導入する。	平成24年度以降検討、結論を得次第、速やかに措置	国土交通省	天然ガス自動車等のガス容器取付けに関する試験方法について、国際基準調和を図るため、現在、車両等の型式認定相互承認協定(略称)に基づく認定規則と国内法とを比較するとともに、今後の対応方針について、関係各者と検討中。		△		
98	圧縮天然ガス自動車の充填設備の蓄ガス上限の緩和	事業者要望やこれまでの事例を検証し、圧縮天然ガススタンドが必要な地域等における圧縮天然ガス自動車の充填設備の蓄ガス量について合理的な貯蔵量の基準を検討し結論を得る。	平成24年度検討・結論	国土交通省	事業者要望やこれまでの事例を検証するため、事業者からヒアリングを実施しているところ。その結果等を踏まえ、圧縮天然ガススタンドが必要な地域等における圧縮天然ガス自動車の充填設備の蓄ガス量について合理的な貯蔵量の基準を検討し結論を得る。		△		
99	圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の充填終了圧力の緩和	圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の充填終了圧力等について、安全性を示す十分な実験データ等が提示された場合には、緩和について検討を開始する。	平成24年度以降検討開始、結論を得次第措置	経済産業省	民間団体で安全性を示すデータ等について検討を開始。		△	○民間団体が行う安全性の検証において、実験データの取り方等を積極的に提案し、検討を進めていくべきである。	
100	乗用自動車及び貨物自動車の排ガス規制の緩和(日本と欧州の排ガス規制の統一)	乗用自動車及び貨物自動車の排ガス規制について、国際基準調和を図るため、国連自動車基準調和世界フォーラム等における検討を踏まえ、速やかに中央環境審議会等で国内導入について検討し、結論を得次第導入する。	平成24年度以降検討、結論を得次第、速やかに措置	国土交通省 環境省	(国土交通省、環境省) 乗用自動車及び貨物自動車の世界統一試験法(WLTP)については、我が国も参画のもと国連自動車基準調和世界フォーラムにおいて2013年中の合意を旨に検討中。 また、策定後、中央環境審議会等で国内導入について規制値等の検討を行う必要がある。		△		
101	超小型モビリティの走行緩和	つくば市における構造改革特別区域制度を利用した「搭乗型移動支援ロボット」の公道実証実験」等の超小型モビリティに関する様々な実証実験の結果や、諸外国における法制度の状況等を踏まえ、望ましい利活用場面を明確にした上で、超小型モビリティが公道を走行できるよう、速やかに検討を開始する。	平成24年度以降検討、結論を得次第、速やかに措置	警察庁 国土交通省	(警察庁、国土交通省) ・構造改革特区制度に係る第21次提案として、つくば市より、「搭乗型移動支援ロボット」の公道実証実験事業」におけるロボット公道実験の実施要件の緩和についての提案が出されたことから、当該実験における横断歩道の通行等に係る実施基準の一部を変更することを検討している。また、同第21次提案において、日本空港ビルディング株式会社からも搭乗型移動支援ロボットの走行実験に関する提案がなされており、つくば市と同様の実施基準での実験を認めることを検討している。 ・二人乗りの超小型モビリティの公道走行についても、地方自治体や自動車メーカー等の関係者が先導導入を行えるよう、認定制度の創設に向けて関係各者と検討している。 ・新たな実施基準に基づいて、つくば市や日本空港ビルディング株式会社において実施される搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験の結果等を踏まえた上で、検討を行う必要がある。		△		

エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	事項名	規制・制度改革の内容	実施時期						
102	資源有効利用促進法における石炭灰の有効利用用途の拡大	陸上での「電気事業用の発電設備の建設」「植林事業」に対して供給される石炭灰について、事業者からの意見を踏まえ、確実な利用の担保や事業の公益性等の観点から、有効利用用途の拡大につき検討し結論を得る。	平成24年度 検討・結論	経済産業省	資源有効利用促進法における石炭灰の利用用途について、運用を精査し、見直しを検討しているところ。平成24年度内を目処に結論を出す予定。	石炭灰埋立後跡地の利用用途の具体的な担保方法等について検討中。	△		
103	環境配慮契約法における債務負担年限の見直し	ESCO事業の導入が進まない現状や課題について、債務負担年限の見直しも含めて検討を行い、必要に応じ、環境配慮契約法の見直しを行う。	平成24年度 検討開始、平成25年度措置	環境省	平成24年7月1日現在、環境配慮契約法基本方針検討会の下に、法の施行状況に関して検討を行う専門委員会を立ち上げる準備をしており、本課題についても同専門委員会で検討を行うこととしている。それに先立ち、ESCO事業の専門家、金融機関、国等の機関等に対して、課題に関するヒアリング調査等を開始した。平成24年度末を目処に、国等の機関におけるESCO事業の導入が進まない現状や、課題の原因を明らかにする。		△		